

平成 23 年 9 月 13 日

鞍手町規則第 13 号

鞍手町有料広告掲載に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、町の資産を活用し、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、広告掲載のために活用する町の財産（以下「広告媒体」という。）で、当該各号に定めるところにより町長が適当と認めるものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 鞍手町ホームページ
- (3) 公用車
- (4) 鞍手町コミュニティバス
- (5) その他広告媒体として、町長が適当と認めるもの

(広告掲載希望者)

第 3 条 この規則において、広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」）は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、第 3 号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(広告掲載の基準及び業種の制限)

第 4 条 掲載する広告は、社会的に信用度が高く、かつ公序良俗に反せず町民に不利益を与えない中立性のある情報とし、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性を持てるものでなければならない。

2 町長は、広告媒体を活用して掲載しようとする広告が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの
 - (3) 町としての公共性、中立性及びその品位を損なうもの、又はそのおそれがあるもの。
 - (4) 青少年の健全な育成を推進する観点から不適当なもの
 - (5) 消費者の被害を防止する観点から不適当なもの
 - (6) 政治性のあるもの、宗教性のあるもの、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
 - (7) 良好な景観の形成又は風致の維持を損なうもの
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) 前各号に定めるもののほか、広告として掲載することが不適当なもの
- 3 前項に定めるもののほか、業種が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告は掲載しない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定される業種
 - (2) 風俗営業類似の業種
 - (3) 消費者金融
 - (4) たばこの製造販売
 - (5) ギャンブルにかかるもの
 - (6) その他町長が不適当であると認めるもの
(広告内容の制限)

第5条 次の各号に定める広告は掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 人を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切と思われるもの

- ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- コ 町が特定の商品、企業等を推奨していると誤認させるもの
- (2) 消費者被害の未然防止、予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表現や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告で労働基準法等関係法令を遵守しないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で、広告内容に無関係で必然性のないもの
出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) その他広告媒体に掲載することに適さないと思われるもの
(広告の掲載位置、規格、掲載料等)

第6条 広告の位置、規格及び掲載料等は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、鞍手町有料広告掲載申込書(以下、「申込書」という。)

(様式第1号)を広告原稿・デザインなどの資料(以下「広告原稿等」という。)を添えて、提出しなければならない。

(審査機関)

第8条 広告掲載を適正に実施するため、鞍手町広告掲載審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会は、副町長、総務課長、企画財政課長、福祉人権課長及び教育課長で構成し、委員長は副町長をもって充てる。

3 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 広告掲載希望者の業種及び事業内容に関すること

- (2) 掲載する広告の内容に関すること
- (3) 第3条に定める広告の範囲に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関する事項
(決定)

第9条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、審査会に諮り掲載の可否を決定し、速やかにその結果を鞍手町有料広告掲載についての審査結果通知書(様式第2号)を広告掲載希望者に通知するものとする。

2 町長は、広告掲載しない旨の決定をした場合は、その理由を付して広告掲載希望者に通知しなければならない。

(契約)

第10条 広告掲載する旨の決定をされた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、広報媒体ごとに別に定める様式により、町と契約を締結するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、町が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。ただし、あらかじめ町長の承認を得たときはこの限りではない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、町の都合により広告掲載ができなかったときはその限りではない。

(広告主の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、指定する期日までに広告主が広告原案を提出しないとき若しくは広告掲載料を納付しないとき又は広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めるときは、広告掲載を取り消すことができる。

2 町長は、広告掲載を取り消す旨の決定をした場合は、鞍手町有料広告掲載取消通知書(様式第3号)により広告主に通知しなければならない。

(広告主の申出による広告の変更)

第15条 広告主は、継続して広告掲載をするときは、鞍手町有料広告変更申込(届出)書(様式第4号)により広告内容の変更を求めることができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鞍手町有料広告事業実施要綱の廃止)

2 鞍手町有料広告事業実施要綱(平成19年鞍手町告示第63号)は、廃止する。

(鞍手町有料広告掲載基準の廃止)

3 鞍手町有料広告掲載基準(平成19年鞍手町告示第64号)は、廃止する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

鞍手町有料広告掲載申込書

鞍手町長 様

鞍手町有料広告を掲載したいので、鞍手町有料広告掲載に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

掲 載 希 望 者	所在地（住所）	〒 ー	
	名称（氏名）		
	代表者職名・氏名	印	
	担当部署名・担当者名		
	連絡先	電話番号	
		FAX番号	
メールアドレス			
広告の媒体 （内容審査のため、広告原稿等を別途添付してください）	<input type="checkbox"/> 広報くらて 規格： <input type="checkbox"/> 全一段 <input type="checkbox"/> 半一段		
	<input type="checkbox"/> ホームページ 規格： <input type="checkbox"/> テキスト広告 <input type="checkbox"/> バナー広告 リンク先URL http://		
	<input type="checkbox"/> 公用車及びコミュニティバス		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
広告掲載期間	か月間（ 年 月 ～ 年 月）		
広告掲載料	円		
遵守事項	○関係法令、鞍手町有料広告掲載に関する規則等を遵守します。		
備考			

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

鞍手町長

印

鞍手町有料広告掲載についての審査結果通知書

年 月 日付けで申し込みのありました有料広告掲載について審査の結果、下記のとおり決定しましたので、鞍手町有料広告掲載に関する規則第9条の規定に基づき通知します。

記

1. 決定区分 掲載します
 掲載しません

掲載しない理由：

2. 広告媒体

3. 掲載期間 年 月 ～ 年 月 合計 月間

4. 広告掲載料 金 円

納入期限 年 月 日（ ）

5. 広告原稿等の提出期限 年 月 日（ ）

6. 備考

広告掲載所管課

課等名

連絡先

様式第3号（第14条関係）

年 月 日

様

鞍手町長

印

鞍手町有料広告掲載取消通知書

年 月 日付けで決定しました有料広告掲載について、下記のとおり取り消しましたので、鞍手町有料広告掲載に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

記

- 1 広告媒体
- 2 広告掲載取消しの理由

広告掲載所管課

課 名

連絡先

様式第4号（第15条関係）

年 月 日

鞍手町長 様

(広告事業及び仲介事業者)

所在地（住所）

名称（氏名）

代表者職名・氏名

鞍手町有料広告変更申込（届出）書

鞍手町有料広告掲載に関する規則第15条の規定に基づき下記のとおり変更します。

記

変更事項	<input type="checkbox"/> 広告内容の変更 (変更内容：) <input type="checkbox"/> 有料広告の取り下げ (理由：)
変更日	年 月 日～